

藤沢市中小企業融資制度の 申込み手続きについて



信用保証協会の審査前に申込み手続きをしてください

近年、信用保証協会の審査が通ってから市制度の申込をする金融機関様が多く見受けられます。藤沢市中小企業融資制度は保証協会の保証の要件とは異なり、藤沢市で定められた要綱に従い市制度利用の有無を審査しているため、**協会の審査が通っても市制度が利用できない場合もあります。**書類の不備や納税の未納により受付不可になる事や、市制度の要綱に反する申込内容だった時（例：資金使途が保証金、設備資金で申請前に設備を導入していた、事業所所在地が市外。）など、市制度の対象外となったケースもあります。

★市制度の対象外となると、保証料の補助や利子補給が受けられません。

★藤沢市中小企業融資対象要件確認書兼同意書の申込については、信用保証協会の審査前に余裕を持ってお手続きいただきますようお願い致します。

申請前に必要書類の確認を！

■必要書類は、資金により異なります
共通の必要書類に加えて、追加書類がある資金については、HPや融資のしおりをご確認いただき、書類の漏れが無いようお気を付けください。

★書類に不備があると受付できません。

■設備資金の注意事項

下記の内容では受付できません

- ①見積書の有効期限が切れている
- ②設備の導入後
- ③権利金、保証金及び敷金

★申請後、見積もりが増額した場合は再申請が必要です。（運転資金にしていたものが、協会判断により設備に変更になった場合も含む。）

★申込金額は千円単位です。見積書の金額が円単位の場合は、千円以下を切捨てた金額でお申込みください。

保証協会の保証について

■資金毎に、保証が異なります
中小企業支援資金

一般保証、セーフティネット保証
景気対策特別資金

一般保証、セーフティネット保証
小規模企業緊急資金

一般保証

創業支援資金

創業関連保証

★連帯保証人の有無については、保証協会の定めるところによります。



納税確認について

納税確認日の1か月以内に、納税をしている場合、市のデータに反映されていない事があります。その際は、納付した領収証書を納税課に提出していただくことで納税確認ができます。あらかじめ納付の時期をご確認いただき、来所ください。